

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定建設作業の振動の防止方法等の改善命令
概要	特定建設作業に伴って発生する振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、振動の防止等に関する勧告を行うことができるが、その勧告に従わずに特定建設作業を行っている場合は、勧告に従うべきことを命令することができる。
根拠法令等 及び条項	振動規制法第15条第2項
処分基準	振動規制法第15条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	